

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年1月21日)

〔件 名〕

- 1 ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク運転開始セレモニーについて
(環境立県推進課)・・・1
- 2 第3回湖山池会議の概要について
(水・大気環境課)・・・2
- 3 鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案のパブリックコメントについて
(水・大気環境課)・・・3
- 4 産業廃棄物管理型最終処分場に係る他県施設視察等について
(循環型社会推進課)・・・4
- 5 布勢総合運動公園の飲食施設次期事業者の決定について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 6 鳥取砂丘イリュージョンXⅠの開催結果について
(砂丘事務所)・・・6
- 7 不適切なメニュー表示に係る県内施設の調査状況について
(くらしの安心推進課)・・・7
- 8 アクリフーズ群馬工場の冷凍食品に係る対応状況等について
(くらしの安心推進課)・・・8
- 9 米子駅南北自由通路等の整備に係る動向について
(景観まちづくり課)・・・9
- 10 「年末の総合相談窓口」の結果について
(住宅政策課)・・・10
- 11 病院・診療所の防火設備等に係る緊急点検結果について
(住宅政策課)・・・11

生活環境部

ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク運転開始セレモニーについて

平成26年 1月21日
環境立県推進課
企業局経営企画課

このたび、SBエナジー株式会社と三井物産株式会社が出資する特定目的会社「鳥取米子ソーラーパーク株式会社」が設置運営する大規模太陽光発電所「ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク」が完成し、運転開始セレモニーが以下のとおり開催される。

1 日程等

日時 2月1日(土) 13:00~13:45
場所 米子市大崎3421-9 (とっとり自然環境館)
主催 鳥取米子ソーラーパーク株式会社

2 次第

挨拶(主催者、来賓)
テープカット

3 主な出席者

○鳥取米子ソーラーパーク株式会社	代表取締役社長	藤井 宏明
(SBエナジー株式会社 取締役副社長)		
○三井物産株式会社	常務執行役員 プロジェクト本部長	金森 健
○鳥取県	知事	平井 伸治
○米子市	市長	野坂 康夫
○鳥取県住宅供給公社	理事長	林 喜久治
○崎津地区自治連合会	会長	武良 賢治

4 発電所の概要

所在地 米子市葭津、大崎
土地面積 53.2ha (土地は賃貸借契約)
(内訳) 工業団地(鳥取県企業局) 24.3ha
商業用地(米子市) 19.8ha
住宅団地(鳥取県住宅供給公社) 9.1ha
設備容量 42.9MW (一般家庭の約12,000世帯分相当の消費電力を発電)
※稼働開始した大規模太陽光発電所では、本州で最大規模(2月1日時点)。

5 参考(主な経緯)

- H23.5.26 関西広域連合委員会で、平井知事がソフトバンク孫社長へ崎津地区での設置を具体的に提案。
- H24.8.29 SBエナジー(株)、三井物産(株)、鳥取県、米子市、鳥取県住宅供給公社の5者で、「米子市崎津地区での大規模太陽光発電所の設置及び運営に関する協定」を締結。
- H25.1.19 起工式を実施
- H25.10.20 発電所ガイダンス施設「とっとり自然環境館」オープン

第3回 湖山池会議の概要について

平成26年1月21日
水・大気環境課、水産課、河川課

第3回湖山池会議（県：統轄監、市：副市長が出席）を12月24日に開催し、塩分濃度及び水門操作の状況、ヤマトシジミの生育状況、カラスガイの再生産調査等の取組を確認するとともに、平成26年4月には塩分濃度を2,000mg/L以下まで引き下げるよう取り組むことを再確認しました。

1 塩分濃度の状況

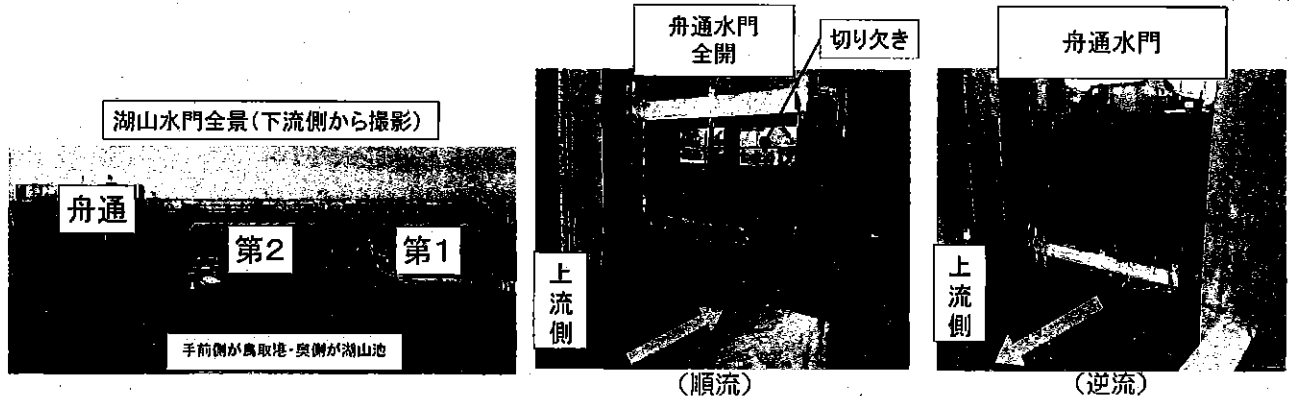
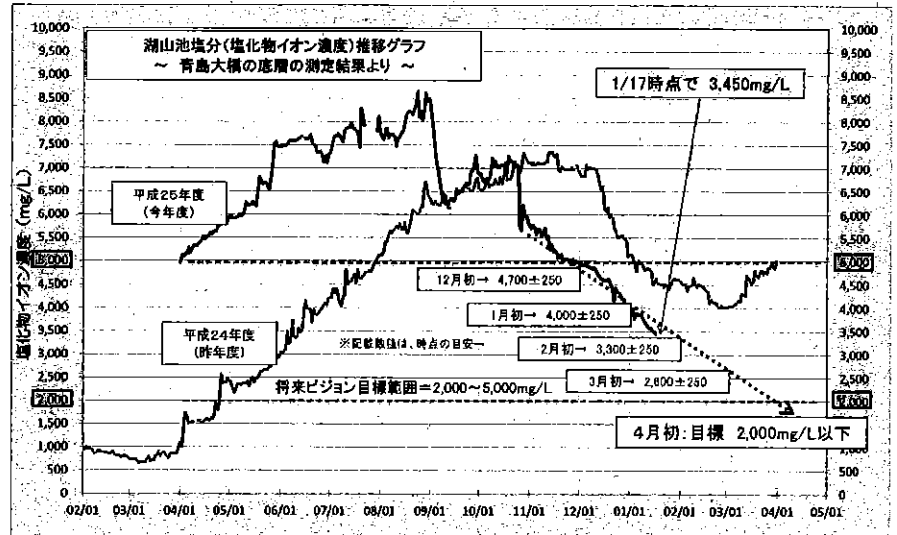
平成26年4月の塩分濃度2,000mg/Lを目指し、月毎の目標値を掲げて塩分濃度低減に取り組んでいくことを確認した。

(1/17 現在：3,450mg/L)

2 水門操作の状況

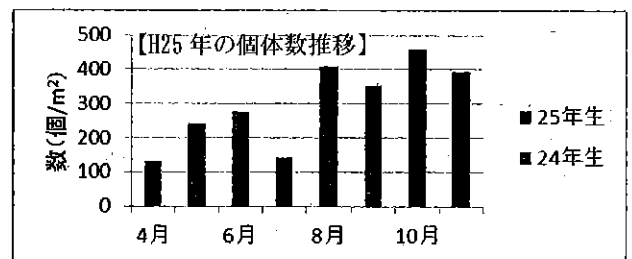
塩分濃度と溶存酸素の状況を監視しながら、塩分の流入を抑制するよう水門操作を行っている。

なお、逆流時には塩分濃度が薄い表層の水が流入するよう舟通水門に切り欠き（穴あけ）を施し、12月下旬から運用を開始している。



3 ヤマトシジミの生育状況

ヤマトシジミは池の周辺部に限られるものの広域に分布し、順調に生育していることを確認した。(25年生まれの稚貝も確認) 他湖沼に比べて成長が早いことから、来年度にはシジミの試験操業が可能となる見込みである。



4 その他

(1) カラスガイ(特定希少野生動植物)保全の取組

湖山池周辺のため池及び多鯰ヶ池で、衛生環境研究所と大阪教育大学近藤教授により、カラスガイの県内個体群の消失を防ぐために人為的生産技術等の研究に取り組んでいる。

今回の12月調査で、幼生の妊卵を確認するとともに、ため池では3年生程度の幼貝を発見できた。この知見を踏まえて保全の手法確立に向けて今後も取り組むことを確認した。

(2) 平成26年度予算要求の概要

コイ・フナの産卵場の整備、流入河川等における酸素供給装置の設置、水質の連続観測等の予算要求の概要を説明した。

鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案のパブリックコメントについて

平成26年1月21日
水・大気環境課

大気汚染防止法の改正（平成25年6月21日公布、施行日未定：1年以内で政令で定める日）があり、建築物の解体時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が行われることとなった。

鳥取県石綿健康被害防止条例について、大気汚染防止法の改正主旨に沿った改正が必要となるため、現在パブリックコメントを実施中である。（意見集約後、2月議会への付議を予定。）

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成26年1月14日（火）から平成26年1月23日（木）まで
- (2) 応募方法 郵便、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 大気汚染防止法改正の基本的な考え方

工事発注者が石綿の飛散防止対策の重要性・必要性を十分に理解した上で、適切な工事を実施できる施工業者に適正な価格で発注を確保することが重要である。

3 条例改正案

(1) 届出義務者の変更（発注者責任の明確化）

- ・ 一定規模以上の建築物を解体する際の石綿の有無に関する事前調査結果の報告及び石綿粉じん排出等作業実施の届出義務者を、工事を施工しようとする者から工事の発注者または請負契約によらず自ら工事を施工しようとする者（自主施工者）へと変更する。
- ・ 発注者から解体等工事を請け負う受注者は、工事を施工する前に実施する石綿の有無に関する調査結果及び関係する届出事項を解体等工事の発注者に書面で説明しなければならないこととする。また、調査結果は、工事現場において掲示しなければならないこととする。

(2) 報告及び検査の対象拡大

- ・ 届出義務者が増えることに伴い、工事の発注者を報告徴収の対象に加える。

(3) 罰則

- ・ 届出義務者が増えることに伴い、無届又は虚偽の届出をした場合等の罰則の対象者を、工事を施工しようとする者から工事の発注者または自主施工者へと変更する。

(4) その他（規則委任事項）

- ・ 石綿除去作業を行うときに遵守すべき基準として、石綿濃度測定の実施及び濃度基準の設定を検討する。

4 今後のスケジュール

平成26年1月 パブリックコメント

平成26年2月 2月県議会付議

平成26年6月 改正条例施行（改正大気汚染防止法の施行日に施行）

表) 解体等工事及び石綿粉じん排出等作業に係る条例諸規定の義務者（改正後）

	内容	発注者または 自主施工者	受注者 (工事施工者)	備考
第6条の2	事前調査の実施		○	
第6条の2	事前調査結果の記録、保存		○	
第6条の3	事前調査結果の説明・掲示		◎	(新設) 発注者への支援等
第6条の4	事前調査結果の県への報告	◎	←	(改正) 届出義務者の変更
第6条の5	解体等工事の一時停止		○	
第7条	作業実施の届出	◎	←	(改正) 届出義務者の変更
第7条の2	作業基準の遵守		○	
第7条の3	作業の掲示		○	
第8条	作業の改善命令		○	
第9条	発注者の配慮	○		
第10条	廃棄物の処理予定量等の届出		○	

産業廃棄物管理型最終処分場に係る他県施設視察等について

平成26年1月21日
循環型社会推進課

環境プラント工業㈱（以下「環境プラント」）、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）は、産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」）の地元理解を推進するため、昨年4月から他県視察を提案してきたところであるが、これまで視察を見送っていた上泉、下泉自治会が合同で視察を行ったので概要を報告する。

併せて、「生活環境影響調査書」については、地元の意見・要望に対して追加調査を実施するなど、事業主体で対応しているところであるが、再度、地元から追加調査の要望があったので、その対応について報告する。

1 他県視察について

(1) 視察先

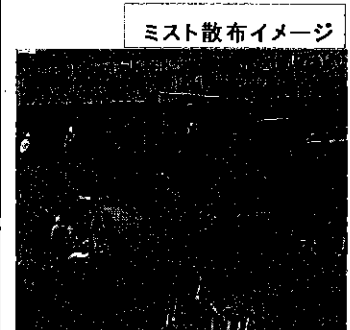
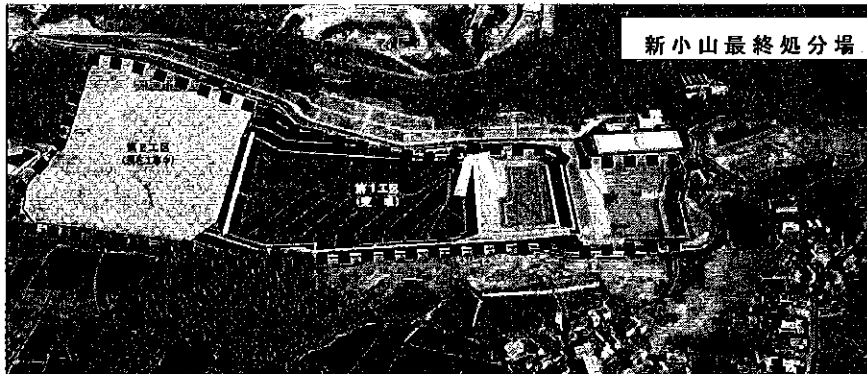
- ・「新小山最終処分場」（三重県環境保全事業団が設置運営、平成24年12月稼働）
※住宅地と近接している処分場（埋立地との距離約100m）

(2) 参加状況等

- ・時期：12月13日
- ・参加：上泉自治会（8名）、下泉自治会（5名）
※関係6自治会のうち、残り4自治会は昨年4月に同処分場の視察を実施済み。

(3) 主な質疑応答（事業団役員等と処分場近隣の自治会長が対応）

- ・粉じん被害について
⇒ミスト噴霧等を行っており、地元には被害は出ていない。
- ・埋立廃棄物への有害物混入について
⇒基準以内の廃棄物しか受け入れない。万一混入しても水処理施設で除去可能である。
- ・不測の事態が起きた場合の対応・責任について
⇒地元と事業団で環境保全協定を締結している。



2 追加調査について

(1) 風向風速調査

- ・生活環境影響調査では米子気象観測所の風向データを活用していることから、地元の要望を受けて計画地で追加調査（9～10月）を行い、観測所の速報値と齟齬が無いことを確認したが、季節風の影響が強い冬季の風向も確認してほしいとの再度の地元要望があり対応している。
- ⇒時期：1月9日から2月8日（実施中）

(2) 騒音調査

- ・生活環境影響調査後に、周辺の民間工場が増設したことに伴い現行の騒音レベルが上昇したとして、地元から調査要望があり対応した。
- ⇒時期：12月10日～11日
- ⇒結果：周辺民家の「騒音」は、現況50デシベルから51デシベルに増加するが、環境基準値（55デシベル）を下回った。

3 今後の予定について

環境プラントとセンターは、生活環境影響調査書と事業計画書を出来るだけ早期に取りまとめ、説明会で地元理解が得られるよう丁寧に説明を行い着実に計画を進めていく予定。

布勢総合運動公園の飲食施設次期事業者の決定について

平成26年1月21日
緑豊かな自然課

平成25年8月末で前事業者が撤退した県立布勢総合運動公園内の飲食施設について次期事業者の募集を行ったところ、6事業者の応募があった。その後利用者アンケートや有識者による選考に係る審査会などを踏まえ、下記のとおり事業者を決定したので報告する。

1 決定事業者

(1) 事業者名

株式会社Trees (ツリーズ) (代表取締役 山根 大樹)

※同社は、鳥取市内に事務所を置き、鳥取市・倉吉市でカフェレストラン等を複数店舗展開している飲食業者

(2) 営業内容

① 営業コンセプト

気軽に利用できるテイクアウト商品とスイーツギフトなどの物販を備えた、明るく開放的な雰囲気のカフェレストランを運営する。

② 提供メニュー等

- ・ランチセット、パスタ、ソフトドリンク
- ・テイクアウトのソフトドリンク、スイーツ
- ・年末年始を除き原則無休で営業を行う。

③ 席数 店内50席 (全面禁煙席) テラス36席 (喫煙席)

2 事業者決定の経過

(1) 布勢飲食施設の前事業者が同施設の収支悪化等を理由に平成25年8月末で営業中止していた。

(2) 県において次期事業者を募集

(募集期間：平成25年9月19日から10月18日)

(3) 締め切り期限内に県内の6事業者(法人・個人)から応募があった。

(4) 県において布勢の利用者・利用団体へのアンケート等を実施(11月～12月)

(5) 平成25年12月5日 第1回布勢総合運動公園飲食施設事業者選考に係る審査会、応募事業者6者による事業提案プレゼンテーションを実施した。

(6) 平成25年12月19日 第2回布勢総合運動公園飲食施設事業者選考に係る審査会を開催し、事業者を決定した。

3 今後の予定

- ・県による店舗の清掃・小修繕を行い、施設管理に係る契約を締結する。
- ・オープン時期については、今年春オープンを予定

鳥取砂丘イリュージョンX Iの開催結果について

平成26年1月21日
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議（会長 岩崎正美 鳥取大学名誉教授）が「鳥取砂丘新発見伝事業」として支援した「鳥取砂丘イリュージョンX I」の開催結果は下記のとおりであった。

記

- 1 開催期間 第1期：平成25年11月23日（土）～12月7日（土）[15日間]
第2期：12月14日（土）～25日（水）[12日間]（合計27日間）
- 2 場 所 鳥取砂丘市営駐車場周辺（鳥取市福部町湯山2164-661）
- 3 主 催 新生鳥取砂丘イリュージョン実行委員会（(公社)鳥取青年会議所）

4 開催結果

- (1) 総来場者数 約111,000人 [砂丘入場者カウンター（砂丘入口階段付近3箇所）データより算出]
過去の来場者数 (単位：人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
来場者数	60,000	80,000	60,000	83,000	79,000	72,000	71,000	77,000	72,000	71,000

※総来場者数は目標の10万人を達成した（1日平均の来場者数は4,112人）。

○また、市営駐車場内にて自動車ナンバー調査を行った結果、自家用車による来場者の県内外比率は、例年と同様に1/4が県外からの車であった。（期間中の11日間を抽出調査、総台数2,487台）

○この他にも、海外では韓国、国内では京阪神を中心に東海や関東などから鳥取砂丘イリュージョンを見学するバスツアーが生まれ、約8,100人（バス193台）の来場者があった。

(2) 今回の主な特徴

○ 階段イルミネーション～天空への階段～

砂丘入口階段を利用して「虹のトンネル」を設置。天空に広がる虹色のドームからは、動きのあるイルミネーションを使い幾筋かの流星が飛び交う姿を演出した。

○ メインイルミネーション～白兔伝説～

砂丘入口階段横の斜面に、因幡の「白兔伝説」でおなじみの白兔とサメが波の上を飛んでいる様子を「動きのあるイルミネーション」で表現した。（縦15m×横30m）



不適切なメニュー表示に係る県内施設の調査状況について

平成26年1月21日

くらしの安心推進課

昨年、全国で不適切な食品表示が相次いで発覚したことから、県内の主要な旅館・ホテル等に対し緊急の立入調査を以下のとおり実施中である。

1 調査の概要

(1) 調査施設数

県内の79施設

昨年、全国で発覚した不適切な食品表示は、主に高級食材を提供する旅館・ホテル等であったことから、比較的規模の大きい旅館・ホテル及び多くの飲食店を持つショッピングセンターを調査対象として選定

(2) 調査方法

(第一段階) 予備調査

調査施設数	79施設
調査の内容	施設に立ち入り、一連の不適切な表示の事例等を参考に、メニューや営業チラシ等に次のような表示があるかを調査 ・産地、ブランド食材、芝エビ・車エビ・伊勢エビ、自家製、フレッシュなどの表示
調査期間	平成25年12月9日～20日



(第二段階) 本調査

調査施設数	19施設（うち、現時点で調査済み：10施設） →予備調査の結果、産地やブランド食材等を相当数メニューに表示している施設を対象
調査の内容	食材の仕入れ伝票等の提出を求め、メニュー等に表示されている食材の仕入れ状況や自家製等と表示されている場合の製造方法等を調査
調査期間	平成25年12月25日～平成26年1月下旬（現在調査中）

(3) 指導状況等

現在のメニュー表示等で、消費者に著しく誤認を与える不適正表示は確認されていないが、一部の施設に対し以下の指導を行った。

- ・消費者に誤認を与えかねない紛らわしい表示の是正
- ・納入食材の産地等の確認や調理部門と営業部門間での情報共有の徹底

2 今後の対応

- ・上記以外の飲食店等については、各保健所が行う食品衛生に係る監視指導等にあわせて順次立入調査を実施しメニュー表示の点検等を行う。
- ・現在、消費者庁が「食品表示に係る景品表示法上の考え方」を作成中であり、作成後は説明会を開催し事業者に周知を図る。（説明会は2月中に開催予定）

アクリフーズ群馬工場の冷凍食品に係る対応状況等について

平成26年1月21日

くらしの安心推進課

株式会社アクリフーズ群馬工場（マルハニチロホールディングスの子会社）が製造した冷凍食品の一部から農薬（マラチオン）が検出され自主回収を行っている事案に係る本県の対応状況等は次のとおりである。

1 対応状況等

日付	対応状況等
(H25.12.29)	(マルハニチロが自主回収に着手した旨等を報道発表)
H25.12.30	<ul style="list-style-type: none"> ・県のHPやトリピーメールで注意喚起を行うとともに健康被害が発生した場合の通報窓口を設置。また、この旨を報道機関に資料提供。 ・県内の主要なスーパー10社に対し、店頭からの撤去状況等を確認。 →確認した時点で全ての社で店頭からの撤去は完了していた。
H25.12.31	県内の救急病院等（23病院）及び県医師会に対し、自主回収対象の冷凍食品に起因すると疑われる患者を診察した場合の保健所への通報の徹底を依頼。
H26.1.2～	県内で、自主回収対象の冷凍食品を食べた者からの健康被害の報告が寄せられ、調査結果について報道機関に資料提供。 →報道機関には、県民に対し自主回収対象の冷凍食品は食べないように引き続き呼びかけるよう依頼。

2 県民からの健康被害の報告状況

1月16日までに、自主回収対象の冷凍食品を食べた者から16件（有症者20人）の報告が寄せられた。

なお、有症者の主な症状は嘔吐・下痢であり、全員が既に回復している。

（これまでに寄せられた報告の状況 1月17日現在）

喫食日	報告件数	有症者数	喫食した商品名→[報告件数]
H25.12.17 ～ H25.12.28 または H25.12.29	16件	20人 [男性：8人] [女性：12人] 年齢：3歳 ～71歳	とろ～りコーンクリームコロッケ(8個入り) →[7件] えびとチーズのグラタン(4個入り) →[5件] パイシート(4枚入り) →[2件] とろ～りベーコンポテトコロ！（8個入り） →[1件] ミックスピザ（3枚入り） →[1件]

※全国では1月16日現在で2,245件（有症者数2,717人）の報告が寄せられている。（厚労省の集計）

米子駅南北自由通路等の整備に係る動向について

平成 26 年 1 月 21 日
景観まちづくり課
道 路 建 設 課

1 1 月県議会において、米子市が米子駅南北自由通路の整備に着手する場合には、県は、県議会の賛同を得ながら支援するとの考えを示したところです。

その後、米子市長が 1 2 月 2 日の市議会全員協議会で、米子駅南北自由通路等の整備に着手するとの方針を表明されました。

この表明を受けて、以下のとおり米子市及び J R 米子支社と協議を開始しましたので、その概要を報告します。

1. 1 1 月県議会後の経過について

(1) 米子市との協議

平成 25 年 12 月 12 日 (木)

米子市：副市長、総務部長、建設部長ほか 鳥取県：統轄監、生活環境部長ほか

(協議結果)

- ① 事業の円滑な実施を図るため、米子市副市長、J R 米子支社副支社長及び統轄監の三者による協議会(仮称)を適宜開催する。
- ② 実務的な検討を行うため、米子市、J R 米子支社及び県の三者で構成するワーキンググループを設置する。
- ③ 自由通路等の事業計画や概算事業費の検証を行う。
- ④ 駅南の J R 用地を活用した駅南開発について、市が中心となり民間事業者等に参加を呼びかけていく。

(2) J R 米子支社との協議

平成 25 年 12 月 18 日 (水)

J R 米子支社：副支社長、総務企画課長代理ほか 鳥取県：統轄監、くらしの安心局長ほか

(協議結果)

- ①～③については市との協議結果と同じ。
- ④ J R が駅ビルの今後のあり方について検討を進めていく。

2. 今後の予定等について

- (1) 1 月 1 5 日、三者で構成するワーキンググループ(課長級)の協議を開始したところであり、今後、適宜協議を進めていく。

(当日の議題)

- ・役割分担と協議の進め方について
- ・事業化に向けて必要となる検討作業について 等

- (2) ワーキンググループの協議を踏まえて、早い時期に協議会(仮称)を開催する予定。

(パース図)



「年末の総合相談窓口」の結果について

平成26年1月21日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 " 就業支援室
 経済産業総室経営支援室

会社を離職された方、求職中の方、生活に困窮している方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に等に総合相談窓口を開設しました。その結果は次のとおりです。

- 1 日時 12月27日(金) 10:00~16:00、
 28日(土)・29日(日) 8:30~17:15
 ※27日(金)は、国による「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」と共同開催。28日(土)・29日(日)の東部地区は、鳥取市との共同開催
- 2 場所 県内4か所(鳥取市役所駅南庁舎、中部、西部総合事務所、鳥取商工会議所(27日(金)のみ))
- 3 結果 相談件数は延べ37件。(相談者35人) ※前年度は延べ19件(相談者14人)

＜主な相談内容＞

- ・新たに事業を起こしたいが、手続きと支援制度を知りたい。
 対応：金融、税務の手続き、各種支援制度について説明。
- ・現在、失業中。職種は何でも良いのでフルタイムで働きたい。
 対応：ミドルシニア仕事ぶらざで年明けに相談を受ける事になった。
- ・2月上旬に再就職手当が入るがそれまでの生活費をなんとかしたい。
 対応：家計全般の検討が必要と判断しパーソナルサポートセンターへ登録していただいた。
- ・離職中で住宅ローンが払えなくなりそうであり、公営住宅を紹介して欲しい。
 対応：公営住宅の入居資格、募集時期の情報を提供。
- ・運転資金の借入れをしたい。
 対応：県の制度融資の資金を紹介し、手続き等について助言。
- ・生活保護費を受給しているがカードと通帳を落としてしまい、困っている。
 対応：警察と銀行へ届け出るよう助言するとともに、パーソナルサポートセンターのフードバンク事業により5日分程度の食料を渡した。

【相談内容別相談件数】相談者35人

会場	職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	制度融資	その他	計	うち、技術人材バンク
鳥取商工会議所	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	—
鳥取市駅南庁舎	7件	8件	4件	4件	0件	2件	25件	3件
中部総合事務所	5件	0件	0件	0件	0件	2件	7件	—
西部総合事務所	0件	0件	0件	0件	4件	0件	4件	—
計	12件	8件	4件	4件	4件	5件	37件	3件

病院・診療所の防火設備等に係る緊急点検結果について

平成 26 年 1 月 21 日
 くらしの安心局住宅政策課
 消 防 防 災 課

昨年 10 月に福岡県福岡市の整形外科で 10 名が死亡する火災が発生したことを受け、本県も関係機関が連携して類似の施設に対する緊急点検を実施したので、その結果について報告する。

1 本県の対応

特定行政庁（建築基準法を所管する県・市関係課）と消防法を所管する消防局等関係部局との連絡会議を開催し、効率的な立入検査の実施及び改善措置の徹底について確認した。

開催日：10 月 21 日午後 3 時から（於、中部総合事務所）

2 緊急点検の概要

次の(1)に掲げる病院・診療所を対象として、消防局及び特定行政庁が合同で緊急点検を実施。（消防局及び特定行政庁の調査対象が重複しない場合等には単独で実施。）

(1) 対象施設

- ① 地階又は 3 階以上の病院・診療所の用途に供する建築物、または病院・診療所の床面積合計が 300 m²以上の建築物（建築基準法）
- ② 病院・診療所（診療所にあつては有床診療所に限る）、または病院・診療所を含む複合建築物（消防法）
- ③ 昨年度の定期報告において増改築の有無、防火設備の状況確認が困難な建築物
- ④ これまでの査察等で是正指導中であるなど消防法又は建築基準法の観点から確認が必要と認められる建築物（建築基準法の既存不適格建築物を含む）

(2) 点検実施時期・件数

- ① 特定行政庁の抽出点検 10 月 22 日～12 月中旬 102 施設（書類確認・立入件数）
- ② 消防局の抽出点検 10 月 15 日～11 月中旬 51 施設（立入件数）
 （うち合同立入り 16 施設）

3 点検結果

建築基準法上 6 施設（8 項目）、消防法上 1 施設（1 項目）の不備が認められたが、指摘後速やかに是正が完了するなど違反の程度が軽微であり、福岡市の事例のような悪質かつ重大な違反は認められなかった。

(1) 建築基準法に基づく点検結果

全体	総数	点検件数	点検において是正指導を行った項目、件数		
			防火戸の仕様不備	防火戸の固定	無届け増築
県所管分	32	32	1	1	1
3 市分	70	70	1	2	2
合計	102	102	2	3	3
		100%	2.0%	2.9%	2.9%

- ・防火戸の仕様不備：防火戸の材質が不燃材料でない
- ・防火戸の固定：防火戸が自閉しないように固定
- ・無届け増築：確認申請を経ずに増築

(2) 消防法に基づく点検結果

区分	防火対象物数	実施件数	点検において是正指導を行った項目、件数
			消防訓練の回数不足
東部消防局	23	23	0
中部消防局	14	14	0
西部消防局	47	14※	1
計	84	51	1

※ 西部消防局は入院施設のある病院・診療所等のうち、以下に掲げるものを除く施設を実施。

- (I) スプリンクラー設備が設置してある病院等で現時点で法令違反がない施設
- (II) スプリンクラー設備が設置してない病院等では過去 2 年以内に法令違反がない施設

(3) 是正指導

- ・特定行政庁・消防局とも、違反のあった施設については、文書による改善指導を行い、提出期限（概ね1月以内）を明記し、改善報告書の提出を求めている。

4 今後の取組

- (1) 特定行政庁と消防局の情報の共有化など定期的に連絡会議・合同点検を実施し、不特定多数の者が利用する施設の安全対策、今後の取組み方策の連携を強化する。
- (2) 特定行政庁が立入り調査等で確認した違反について違反施設の管理者に対し、講じる措置が円滑に実施できる処理基準の統一や違反建築物の公表のあり方、定期調査報告制度の有効性向上のための措置など、他県と情報交換しながら検討する。